

## 確定申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。  
なお、申告書は会場内で作成・提出することも出来ますが、国税庁ホームページで作成し、e-Tax による送信又は印刷して郵送等により提出することができますので、是非、ご利用下さい。

### 【税務署が開設する確定申告相談会場】

■ 場所：鹿屋合同庁舎 4 階共用会議室（鹿屋市西原 4 丁目 5 番 1 号）

■ 期間・受付時間：2 月 16 日（金）～3 月 15 日（木）9 時～16 時（ただし、土・日を除く）

※ 駐車場には限りがあり、混雑が予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

### ○確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年分の確定申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等から e-Tax で確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Tax をご利用ください。

＜本人確認書類の例＞

例 1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例 2：通知カードの写し+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

### ○医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける際には、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く）について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から 5 年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成 28 年分以前の確定申告については、従来どおり、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

■ 問合せ先：鹿屋税務署 ☎ 0994(42)3127 ※自動音声案内

## 中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去

に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に鹿児島労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

■ 問合せ先：鹿児島労働局労働基準部 労災補償課 ☎ 099(223)8280  
鹿屋労働基準監督署 労災課 ☎ 0994(43)3385